

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年2月8日

水 曜 日

第 4164 号

目 次

告 示

○道路の区域変更	1
○道路の供用開始	2
○県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧	3
○新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧	6
○土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧	
○土地改良区の解散	7

公 告

○富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施	
○県有財産の売却に係る一般競争入札の実施	10
○土地改良区の役員の退任	13

告 示

富山県告示第51号

道路の区域変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定に基づき道路の区域を次のとおり変更したので、同項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
国道 471号	富山市八尾町花房字藤岩25 番2から	変更前		最大 7.4 最小 3.9	50.0	富山土木 センター

	富山市八尾町花房字藤岩25番1まで	変更後	最大 10.2 最小 4.4	50.0	
国道 472号	富山市八尾町花房字藤岩25番2から	変更前	最大 7.4 最小 3.9	50.0	富山土木センター
	富山市八尾町花房字藤岩25番1まで	変更後	最大 10.2 最小 4.4	50.0	
県道 上滝山室線	富山市太田字惣見62番20から	変更前	最大 7.5 最小 6.4	59.9	富山土木センター
	富山市太田字惣見 113番8まで	変更後	最大 12.5 最小 9.8	59.9	

富山県告示第52号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において2月8日から1箇月間一般の縦覧に供する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
国道 471号	富山市八尾町花房字藤岩25番2から 富山市八尾町花房字藤岩25番1まで	平成29年2月8日	富山土木センター
国道 472号	富山市八尾町花房字藤岩25番2から 富山市八尾町花房字藤岩25番1まで	平成29年2月8日	富山土木センター

県道 富山大沢野線	富山市中市二丁目 110番12から 富山市中市二丁目 127番10まで	平成29年2月8日	富山土木 センター
県道 上滝山室線	富山市太田字惣見62番20から 富山市太田字惣見 113番8まで	平成29年2月8日	富山土木 センター

富山県告示第53号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により県営外輪野牛滑地区土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 2 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営外輪野牛滑地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年 2 月10日から

平成29年 3 月10日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第 87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）第14条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟におい

て富山県を代表する者は、富山県知事となります。) 、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第54号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営堤谷地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営堤谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月10日から

平成29年3月10日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。） 、この計画の取消しの訴

えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第55号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営内生谷地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営内生谷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月10日から

平成29年3月10日まで

3 縦覧の場所

黒部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起

算して 1 年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第 56 号

新規土地改良事業施行に関する適否決定及び書類の縦覧について

富山市月岡土地改良区から申請のあった上千俣町地区の新規土地改良事業施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成 29 年 1 月 31 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業計画書の写し

定款の写し

2 縦覧の期間

平成 29 年 2 月 10 日から

平成 29 年 3 月 10 日まで

3 縦覧の場所

富山市役所

富山県告示第 57 号

土地改良事業計画変更に関する適否決定及び書類の縦覧について

上市町土地改良区から申請のあった土地改良事業計画変更については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、平成 29 年 1 月 31 日適当と決定したので、同条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成 29 年 2 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

土地改良事業変更計画書の写し
定款の写し

2 縦覧の期間

平成29年2月10日から
平成29年3月10日まで

3 縦覧の場所

上市町役場

富山県告示第58号

土地改良区の解散について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、東福寺野土地改良区が解散した。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する事項

(1) 調達物品等の名称及び数量

富山県警察運転免許更新時講習用教本等

ア 運転免許講習用教本

予定数量 140,000部

イ 運転免許講習用副読本 予定数量 140,000部

(2) 調達物品等の規格、機能、性能等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(4) 納入場所

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成28年富山県告示第151号）第1の規定に該当しない者であること。

(2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されているものであること。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、平成29年2月21日（火）までに入札説明書に定める入札申込書及び教本等各1部を、4(1)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先（この公告に関する事務を担当する室課の名称）

〒930-8570 富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部警務部会計課調度係

電話 076-441-2211

(2) 入札説明書の交付方法

平成29年2月8日（水）から同年2月15日（水）までの間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除

く。)の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで、前記 (1)の場所において希望者に無料で交付する。

(3) 入札書の提出期限

平成 29 年 2 月 21 日 (火) 午後 5 時 15 分

(4) 入札書の提出方法

直接持参又は郵便 (郵便による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着とすること。)

5 開札の日時、場所等

(1) 開札の日時 平成 29 年 3 月 1 日 (水) 1 (1)アに関するもの 午前 10 時

1 (1)イに関するもの 午前 10 時 30 分

(2) 開札の場所 〒930-8570 富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県警察本部 9 階 901 会議室

(3) 開札は、原則として入札に参加する者の全員の立会いのもとで行う。開札に立ち会うことができない者は、平成 29 年 2 月 28 日 (火) 午後 5 時 15 分までに、その旨を 4 (1)の機関に届け出るものとする。

6 入札保証金に関する事項

免除とする。

7 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札

(3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

8 入札の方法

(1) 入札書に記載する金額は、1 部あたりの単価により行う。

(2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の

100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、3の書類等の審査の結果、この公告及び入札説明書に示した条件を満たすと認めた者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、落札となるべき入札をした者がいないときは、直ちに、再度の入札をすることがある。

10 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (3) その他詳細は、入札説明書による。

県有財産の売却に係る一般競争入札の実施

県有財産（土地）の売却について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の6 第 1 項の規定により公告する。

平成29年 2 月 8 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 入札に付する物件

所在地	数量（実測）	地目	予定価格	入札保証金
富山市堀川小泉町一丁目22番2	1,421.58平方メートル	宅地	84,000,000円	8,400,000円

備考 予定価格とは、あらかじめ県が定めた最低売払価格をいう。

2 入札に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する方は、この入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者でその事実があった後2年を経過しないもの若しくはその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 今回の入札において特別に定める制限に該当する者（詳細は、別に定める入札説明書及び入札心得書のとおり。）

3 入札説明書、入札心得書及び契約条項を示す日時及び場所

- (1) 日時 平成29年2月8日（水）から平成29年3月8日（水）まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県経営管理部管財課財産活用推進係
電話番号 076-444-3172（直通）

4 入札参加申込み

一般競争入札に参加しようとする方は、平成29年3月8日（水）までに、入札説明書に定める申込書及び添付書類を、富山県経営管理部管財課へ持参されるか、又は簡易書留でお申し込みください（簡易書留は、締切期限の消印有効です。）。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月17日（金）午前10時から
- (2) 場所 富山県富山市新総曲輪1番7号
富山県庁東別館1階入札室
- (3) 受付時間

入札保証金の納付は、入札時間の開始30分前から10分前まで受け付けます。

6 入札保証金

入札に参加しようとする方は、原則として、銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手により前記1の表に掲げる入札保証金を入札執行日の受付時間内に納めなければなりません。

7 落札者の決定方法

有効札のうち、予定価格以上の最高価格で入札した方を落札者とします。

8 入札の無効

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第94条及び入札心得書第7条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約の締結

落札者は、平成29年3月28日（火）までに契約を締結する必要があります。この期間内に契約を締結しない場合は、入札保証金は、県に帰属します。

10 売買代金の支払方法

落札者は、代金を知事の発行する納入通知書により指定する期限までに支払わなければなりません。

11 用途の制限

- (1) 落札者は、県有財産売買契約締結の日から起算して5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。
- (2) 落札者は、売買物件を暴力団施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供することができません。

12 現地説明の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月2日（木）午後2時から
- (2) 場所 売却物件の現地

13 その他

- (1) 現地説明に不参加の方が入札に参加された場合でも、現地説明における説明事項について、全て了知されているものとみなします。
- (2) 今回の入札結果を含めた契約内容について、県は、落札者の同意を得たうえで公表できるものとします（ただし、個人に関する情報を除く。）。
- (3) その他詳細は、入札説明書によります。

14 問い合わせ先

富山県富山市新総曲輪1番7号

富山県経営管理部管財課財産活用推進係

電話番号 076-444-3172（直通）

土地改良区の役員の退任

牛ヶ首用水土地改良区の役員であった次の者が平成29年1月11日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成29年2月8日

富山県知事 石 井 隆 一

職 名	氏 名	住 所
理 事	江 西 甚 昇	富山市打出 828番地

